

ID: 963

担当部署: 健康福祉部 高齢福祉課

処分の概要	保険料額の決定		
法令名 根拠条項	介護保険法 第129条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第129条第1項及び第2項の規定による。 (保険料) 第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。 2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 11 日